人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事 務 所 通 信

8
2018

発行： 社会保険労務士 有賀ヒメ子事務所
〒270-0222 千葉県野田市木間ヶ瀬 2397-1
TEL 04-7170-4351 FAX 04-7170-4352 e-mail info@sr-hime.jp

トピックス 働き方改革関連法案が遂に成立 主要改正規定は来年4月から順次施行

公布日（本年７月６日）から、旧雇用対策法の改正が施行されましたが、これは、「働き方改革に係る基本的考え方を明らかにする」といった内容となっています。

主要な改正が本格的に施行されるのは、平成 31（2019）年４月１日からとなります（以後、段階的に施行）。いつまでに、どのような対応が必要となるか？ 気軽にお尋ねください。

なお、具体的な改正規定の内容につきましては、適時紹介させていただきます。

トピックス “いじめ・嫌がらせ”が労働トラブルのトップ 「個別労働紛争解決制度の施行状況（平成 29 年度）」

6 月 27 日に、厚生労働省から、平成 29 年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の３つの方法があります。

●総合労働相談、あっせん申請の件数はいずれも前年度と比べ減少、助言・指導の申出件数は増加。

・総合労働相談件数は 110 万 4,758 件で、10 年連続で 100 万件を超え、高止まり

●民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ

・民事上の個別労働紛争の相談件数では、72,067 件（同 1.6%増）で６年連続トップ

・助言・指導の申出では、2,249 件（同 1.9%増）で５年連続トップ

・あっせんの申請では、1,529 件（同 6.9%減）で４年連続トップ

●「いじめ・嫌がらせ」以外では、「解雇」、「自己都合退職」、「雇止め」の件数が多い

・民事上の個別労働紛争の相談件数では、２位が自己都合退職（38,954 件）、３位が解雇（33,269 件）

・助言・指導の申出では、２位が解雇（990 件）、３位が自己都合退職（864 件）

・あっせんの申請では、２位が解雇（1,181 件）、３位が雇止め（545 件）

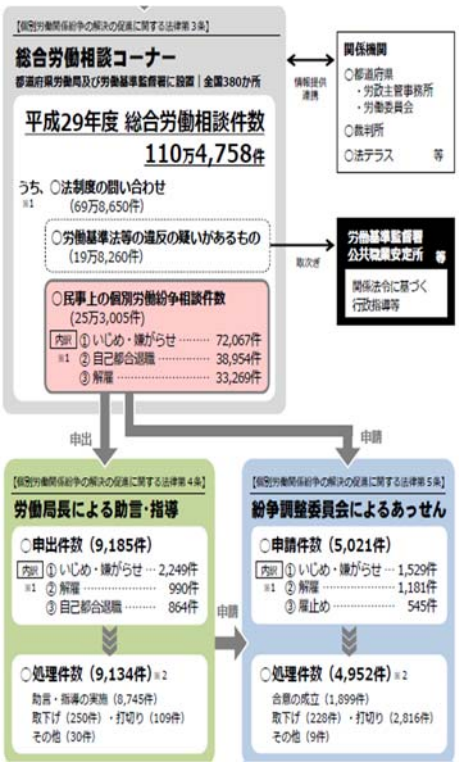

★厚生労働省では、今回の状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとのことです。企業の経営担当者としては、個別労働紛争のトップが「いじめ・嫌がらせ」であるということは知っておきたいところです。このような状況をみると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。

トピックス 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン Q＆Aを更新

個人情報保護委員会から、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」などに関するQ&Aを更新したとのお知らせがありました（平成30年6月更新）。

追加・更新された箇所のうち、企業実務にも関連があるものを紹介させていただきます。

平成30年6月に更新されたQ＆Aのうち、主要なものは次のとおりです。

＜個人番号の利用制限－3＞

Q1－3 複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合において、個人番号の利用が予想される全ての目的について、あらかじめ包括的に特定して、本人への通知等を行ってよいですか。
A1－3 事業者と従業員等の間で個人番号の利用が予想される事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことができます。なお、従業員等ごとに利用目的を特定し、通知等する必要はなく、事業者の利用目的を特定し、まとめて通知等することができます。

更新箇所→赤字の部分を削除･追加

更新理由→将来的な利用可能性も含めて包括的に特定できる旨を明確にするため、記載を追加

＜個人番号の提供の要求－6＞

Q4－6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。
A4－6 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。 それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンバー（個人番号）の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。 なお、税務署では、社会保障･税番号＜マイナンバー＞制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー（個人番号）･法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしていますが、マイナンバー（個人番号）･法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いします。 （注）マイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

更新箇所→全面差替え

更新理由→国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1－2）が更新されましたので、これに伴い更新。

★その他、個人番号の利用目的の通知等に関するQ＆Aなどについても更新が行われています。詳しい内容については、お尋ねください。

お仕事カレンダー 8月

8/10	● 一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ● 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
8/31	● 7月分健康保険料･厚生年金保険料の納付 ● 6月決算法人の確定申告と納税･12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 9月･12月･翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 個人事業税の納付（第1期） ● 個人事業者の当年分消費税の中間申告 ● 個人の道府県民税･市町村税の納付（第2期）

◆あとがき◆　毎日とても暑く、熱中症のニュースが絶えません。熱中症対策を十分取って頂きますようお願い致します。